

ニホンザル管理対策業務委託仕様書

1 目的

近年、双葉町内に帰還・移住した住民の住宅地に、ニホンザルが侵出してサルの遊動域となっており、町の復興とともに住民との接触機会が増加し、人身被害や生活環境被害の発生が懸念される状況となってきた。

このため、令和4年度及び令和5年度の2カ年で生息状況等調査を行った結果、双葉町を遊動域とする2つの群れが特定され、生息域の範囲から「山田群」、「石熊群」と命名し、個体数調査で群れの頭数を把握した。

令和6年度は、山田群、石熊群を対象に、オトナメスザルを各1頭ずつ捕獲して各々の遊動域の変化の有無の確認と、両群の1年間の出産状況や自然増減等を把握するため個体数カウント調査を行うとともに、併せて山田群を対象として分裂による生息域の拡大を防ぐための個体数調整を行う。

本業務は、双葉町ニホンザル管理事業実施計画を通じて行うものであり、地域の荒廃抑制及び帰還町民の安全・安心な生活環境の確保と被害防止を図ることを目的とする。

2 対象鳥獣

ニホンザル（山田群と石熊群）

3 対象区域

双葉町内（帰還困難区域を含む、ただし中間貯蔵施設は除く。）

4 委託期間

契約締結日～令和7年3月14日

5 内容

（1）打合せ

委託者と本業務受託者（以下「受託者」という。）は、次の段階で打合せを実施するものとし、場所は双葉町役場本庁舎とする。打合せは3回とし、初回：着手段階、中間：中間報告段階、最終：報告書原稿作成段階。

（2）個体数調整等実施箇所の検討

（ア）対象群は山田群と石熊群とする。なお、山田群は個体数調整、石熊群はモニタリングを目的とする。

（イ）受託者は、現地調査を行い、個体数調整実施箇所の候補地を選定する。

（ウ）（イ）で選定された候補地の地権者とわな設置の調整は委託者が実施する。

(3) GPS 発信器による遊動域調査

受託者は、山田群は捕獲による遊動域変化の有無を、石熊群は山田群の遊動域変化による遊動域拡大の有無を確認するため、両群の個体各 1 頭に GPS 発信器を装着する。装着は麻酔薬により安全な方法で実施する。帰着後は、GPS 発信器から回収したデータを委託者に報告する。

また、令和 5 年度に装着された GPS 発信機の測位データと合わせて遊動域を把握する。

(4) 個体数カウント調査

両群の 1 年間の出産状況や自然増減等を把握するため、雌雄及び性年齢別の個体数を全数カウントする。なお、外観によりオトナ、ワカモノ、コドモ（1～4 才）、アカンボウ（0 才）に区分する。

(5) 捕獲方法及び期間

箱わなによる捕獲とし、箱わな 8 台は受託者が用意する。

(ア) 捕獲期間は、最長 4 カ月とする。なお、年末年始等の非稼働期については、委託者と協議し決定する。

(イ) 箱わなには、通信式センサーカメラを各 1 台設置し、わなの状況やニホンザルの出没状況等をモニタリングする。

(6) わなの管理・見回りについて

(ア) 通信式センサーカメラを用いて管理確認を行う。

(イ) 捕獲期間中は、1 週間に 1 回程度の頻度で誘引餌の交換等を行う。

(7) 捕獲頭数及び捕獲後の処理について

(ア) 捕獲頭数は、箱わな 8 個を使用して 12 頭程度の捕獲を目標とする。

なお、箱わなに設置する通信式センサーカメラによる出没状況の観察を通じて捕獲方法の検証を行う。

(イ) 捕獲個体の処理は、下記（ウ）の処理能力を見極めながら実施するものとし、処理に当たっては、速やかにかつできる限り苦痛のない方法で安楽処分する。

(ウ) 捕獲した場合は、捕獲場所・日時・性別、体長、体重、写真などを記録し、歯式による齢査定を行う。

(エ) 捕獲個体の運搬や処理方法の選定は、受託者が行う。

なお、捕獲個体について学術研究機関等から保護及び管理に関する学術研究用の検体としての提供依頼があった場合は、委託者から別途指示する。

6 安全管理

本業務の実施に当たり、受託者は、調査を実施する地域の状況を十分に把握し、業務従事者の人身事故はもとより、第三者等に対して危害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

7 成果物

捕獲結果、調査結果をとりまとめ、事業全体に関する課題整理を行い、令和7年度以降の対策に資するための提言等を記載した実績報告書を作成する。

作成した報告書を、紙媒体（A4 サイズ、カラー）で2部、報告書等の電子データを収納した電子媒体（CD-R または DVD-R）1部を成果物として提出する。

8 所有権等

本業務による成果品の所有権は委託者に属するが、そのデータを使用する権利については、委託者及び受託者の双方にあるものとする。

ただし、受託者がこのデータを用いた研究成果等を公表する場合には、本業務により得たデータであることを公表する資料に明記するものとする。

9 その他

- （1）受託者は、本業務を開始するに当たり、委託者と事前に十分な調整を行うこと。
- （2）本業務の実施に当たり「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及びその他関係法令を遵守するものとする。
- （3）受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう十分な体制で臨むこと。
- （4）委託者は、監督員を設置し、受託者は監督員と連絡を取りながら業務を実施する。
- （5）受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- （6）受託者は、委託者の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に継承させてはならない。
- （7）仕様書に定めのない事項や疑義が発生した場合は、委託者と受託者で協議する。